

代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条に基づき、代議員の選出を円滑に行うために定めるものとする。

(代議員の定数)

第2条 理事会は定款の定める範囲内で代議員の定数を定める。

(代議員選挙管理委員会の設置)

第3条 当法人は代議員選挙を行うために、代議員選挙管理委員会を置く。

- 2 代議員選挙管理委員会は、代議員の選挙を管理、運営することを目的とする。
- 3 代議員選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 代議員選挙管理委員は、10名以内の委員をもって構成し、任期は次期代議員選挙管理委員の任命までとする。
- 5 代議員選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

(代議員選挙管理委員会の業務)

第4条 代議員選挙管理委員会は、次の業務を行う。なお、業務執行に伴う事務的作業については、協会事務所に委託することができる。

- (1) 選挙告示
- (2) 立候補届の受理、立候補者の公示
- (3) 選挙人名簿の整備
- (4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (5) 当選の確認及び理事会ならびに会員への報告
- (6) 代議員当選者への当選証書の発行
- (7) その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第5条 選挙権及び被選挙権は、投票日より3ヶ月以上前から正会員であった者が有する。

(選挙の告示)

第6条 選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以前に行わなければならない。

- (1) 立候補受付期間(14日間)
- (2) 投票日

- (3) 投票受付期間 (投票日から起算して 7 日間)
- (4) 開票日 (投票日から 30 日以内)
- (5) その他必要事項

(立候補)

第 7 条 代議員になろうとする者は、立候補受付期間内に代議員選挙管理委員長に届け出るものとする。

- 2 立候補者が定数に満たない場合は、代議員選挙管理委員会が定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

第 8 条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の 14 日以上前にホームページへの掲載等の方法で公示する。

- (1) 代議員の立候補者の氏名、略歴、立候補の趣旨、推薦者氏名 (5 名)
ただし立候補者及びその立候補者の推薦人は、他の立候補者の推薦人になることはできない。
 - (2) その他必要事項 (選挙方法等)
- 2 選挙 (告示・公示・投開票) は、次期総会開催日の 1ヶ月前までに完了しなければならない。

(投票及び開票)

第 9 条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

- 2 投票は単記投票とする。
- 3 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、代議員選挙管理委員会が選任した立会人を置くことができる。立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

(当選者の決定)

第 10 条 当選者は、有効投票の最多数を得た者から順次定める。最終順位当選者の得票が同数の場合は、代議員選挙管理委員会が抽選で当選者を決める。

- 2 立候補者が定数に満たない場合は、代議員選挙管理委員会推薦による候補者を含め無投票当選とする。

(選挙結果の公表)

第 11 条 選挙結果については、代議員選挙管理委員会が公表する。

(当選証書の発行)

第12条 代議員選挙管理委員長は、開票終了後速やかに当選証書を発行する。当選証書の発行をもって代議員選挙は終了とする。

(欠員の取り扱い)

第13条 代議員に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、又次点者がいない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。ただし、欠員者の総数が代議員の定数の10分の1以下の場合、補欠選挙は行わない。

2 補欠の代議員の任期は、当該期代議員の任期の満了する時までとする。

(改廃)

第14条 この規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

(補則)

第15条 定款及び本規程に定めるもののほか、代議員の選出について必要な事項は理事会の決議により別に定める。

付則

この規程は、平成26年7月20日より施行する。

平成27年4月1日一部改訂(第4条関係等)